

## Safe AI Insights サービスに関する付則

### 第1条（Safe AI Insights サービス）

1. Safe AI Insights サービスに関する付則（以下「本付則」といいます）は、株式会社ソフトクリエイト（以下「当社」といいます）が提供する「Safe AI Insights」（以下「本サービス」といいます）について、当社の顧客企業（以下「契約者」といいます）が利用する場合に適用されます。
2. 本付則は、本サービスの利用に関し、Safe AI Family サービス約款（以下「本約款」といいます）に対する本サービス固有の追加条件を定めるものです。当社が別途定める「Safe AI Insights サービス仕様書」（以下「仕様書」といいます）は、本サービスの機能、提供範囲、対応環境その他の技術的又は運用上の仕様を定め、本サービスに関する権利義務、責任分界、費用負担及び不保証については、本約款及び本付則に定めるものとします。本付則と本約款の内容が抵触する場合は本付則の内容が優先し、仕様書と本付則又は本約款の内容が抵触する場合は本付則又は本約款の内容が優先します。

### 第2条（契約期間）

1. 本約款第9条の定めにかかわらず、本サービスの契約期間は、利用申込書に記載された利用開始日から1年間とします。
2. 前項の契約期間満了日の1か月前までに、契約者又は当社から当社所定の方法により更新しない旨の申し出がない限り、契約期間は同一条件でさらに1年間更新されるものとします。
3. 契約者が契約期間中に、契約者の事情によって本サービスの利用を終了する場合であっても、契約期間満了日までの利用料金全額の支払義務を負うものとし、日割り又は月割りによる返金若しくは減額は行わないものとします。

### 第3条（本サービスで取り扱うデータに関する権限及び責任）

1. 契約者は、本サービスに入力又は取り込み、本サービスを用いて取得、加工、名寄せ、統合、保存若しくは出力するデータについて、当該処理を行うために必要な権限を有していることを当社に表明し、保証するものとします。
2. 契約者は、連携先となるシステム、サービス、データベース、ファイル、Web サイト、API その他のサービスに適用される利用規約、API ポリシー、アクセス制限その他の条件を遵守するものとします。
3. 連携先サービスの利用に必要な契約、ライセンス、アカウント、認証情報及び接続権限は、契約者の責任と負担において準備及び管理するものとします。
4. 契約者が本サービスに入力又は取り込み、本サービスを用いて取得、加工、名寄せ、統合、保存若しくは出力するデータ並びに連携先サービスの利用に起因して第三者から請

求、苦情又は紛争が生じた場合、契約者は、自らの責任と負担においてこれを解決するものとします。

5. 契約者が本サービスに入力し、又は本サービスに取り込ませたデータに関する権利は、契約者若しくは正当な権利者に留保されます。

6. 契約者のデータをもとに本サービスが生成した処理結果及び出力データに関して新たに権利が生じる場合、当該権利は契約者に帰属します。ただし、当社又は第三者が従前から有する権利及び次項に定める権利を除きます。

7. 本サービス、プログラム、AI モデル、アルゴリズム、処理ロジック、画面、ドキュメント及び本サービスの提供を通じて得られる一般化された技術、知見又はノウハウに関する権利は、当社又は正当な権利者に留保され、前項により契約者へ移転するものではありません。

#### 第4条（処理結果及びマスタの確認責任）

1. 本サービスによるデータの抽出、整形、名寄せ、統合、分類、振り分け、推定その他の処理結果には、誤りが生じる可能性があります。

2. 契約者は、データの加工ルール、名寄せ及び統合の基準、ファイルの振り分け結果、本サービス上のマスタへの登録若しくは変更内容並びに連携先への出力内容について、自らの責任において確認し、必要な承認を行うものとします。

3. 本サービスのワークフロー機能による承認は、登録若しくは変更されるデータ又は処理結果の正確性、完全性若しくは適法性を当社が保証するものではありません。

4. 当社は、本サービスによる処理結果及び出力データの正確性、完全性、最新性、特定目的への適合性又は第三者の権利を侵害しないことを保証するものではありません。

#### 第5条（匿名化・統計化情報の利用）

1. 当社は、契約者のデータそのものを基盤モデル（LLM）の学習又はトレーニングに利用しません。ただし、当社は、本サービスの利用に伴い生成される利用状況、処理結果、ログその他の情報を、契約者、利用者その他の個人又は法人を識別できず、かつ復元できないよう匿名化又は統計化したうえで、本サービスの性能若しくは品質の向上、機能改善、運用若しくは保守、セキュリティ向上又は統計分析のために利用できるものとします。

#### 第6条（保守・サポート、仕様変更及びカスタマイズ）

1. 本サービスの標準保守及びサポートの具体的な範囲、受付時間及び対応方法は、仕様書に定めるものとします。標準保守又はサポートの範囲を超える作業は、別途合意がない限り、別途契約及び費用を要するものとします。

2. 当社は、AI モデルの変更、セキュリティ対応、品質改善その他の理由により、本サー

ビスの機能又は仕様を変更することがあります。

3. 前項の変更に伴う設定変更、再認証又は動作確認は、契約者の責任と負担において行うものとします。当該対応を当社へ依頼する場合、標準保守の範囲内又は別段の合意があるときを除き、別途費用を要します。
4. 連携先サービスの仕様、認証方式、API、データ形式又は連携先そのものが変更された場合、契約者は、自己の責任と負担において必要な設定変更、再設定、再認証及び動作確認を行うものとします。当該作業を当社へ依頼する場合、別段の合意がない限り、別途契約及び費用を要します。
5. 当社は、連携先サービスの障害、仕様変更、提供終了、利用制限その他当社の合理的な管理を超える事由による影響について責任を負わず、特定の接続又は連携機能の継続利用を保証しません。
6. 本サービスのカスタマイズは、個別契約、仕様書、設計書又は見積条件に従うものとし、その開発、導入、保守、改修、検証及び再設定は、別段の定めがない限り標準料金に含まれず、別途契約及び費用を要します。
7. 当社は、前項に基づくカスタマイズ部分が将来の本サービスのバージョンアップ、仕様変更又は連携先変更後も適合し、若しくは継続して動作することを保証しません。必要な改修、検証又は再設定は、別段の合意がない限り、別途契約及び費用を要します。
8. 当社は、本サービスについて SLA（サービス品質保証）を提供しないものとします。

#### 第7条（バックアップ復旧及び契約終了時の取扱い）

1. 仕様書に定めるバックアップからの復旧後、本サービス内のデータと連携先システムに登録又は出力済みのデータとの間に不整合が生じた場合、契約者は、自己の責任と負担において、連携処理の再実行、データの再登録その他必要な対応を行うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用契約が終了するまでに、仕様書に定める方法及び範囲で、必要なデータをエクスポートするものとします。
3. 当社は、利用契約終了後、本約款及び仕様書に従い、本サービス内のデータを削除します。
4. 本サービス内のデータの削除は、連携先システムに既に登録又は出力されたデータの削除を意味しません。当該データの削除の要否及び方法は、契約者の責任において判断するものとします。

2026年9月30日 制定・発効